

## 佐賀市地域公共交通計画策定支援業務仕様書

### 1 業務名

佐賀市地域公共交通計画策定支援業務

### 2 業務期間

契約締結の日から令和5年3月24日(金)まで

### 3 業務目的

本業務では、自家用車に過度に依存することなく、誰もが安心して外出することができる、持続可能なまちづくりを進めるため、公共交通の確保・維持により、市民が多様な交通手段を選択できる交通ネットワークの構築を目指し、地域公共交通の活性化及び再生に関する法律(平成19年法律第59号。以下「法」という。))に基づく「地域公共交通計画」の策定を目的とする。

### 4 業務内容

#### (1) 市内の地域公共交通を取り巻く環境の整理

地域公共交通の現状及び人口特性や経済状況、観光動向、医療・福祉、教育など地域公共交通を取り巻く社会情勢等について、取組事例や既存の統計データ(※1)、アンケート等の実態調査を基に整理を行う。

特に、佐賀市では令和2年10月に「ゼロカーボンシティさがし」を宣言し、2050年までに市内の二酸化炭素排出量実質ゼロを目指していること。また、令和4年4月に「佐賀市デジタル・トランスフォーメーション(DX)推進方針」を策定し、ビッグデータやデジタル技術を効果的に活用するとともに、地域課題の解決や社会経済活動の成長を促し、既存の価値観や枠組みからの変化を受け入れ・実行する風土を浸透させることで、暮らしやすさの向上と地域経済の変革を目指していることなどに留意する。

既存の統計データやアンケート等実態調査の整理方法は提案事項とする。

(※1) 既存の統計データ(例)

- ・各事業者による乗降調査結果(調査日における各バス停の乗車人数・降車人数)
- ・各事業者が保有する交通系ICカード利用状況データ
- ・国勢調査
- ・将来推計人口・世帯数

#### (2) 佐賀市における地域公共交通の課題抽出

##### ① 本市全域の地域公共交通の状況

本市の公共交通(路線バス、タクシー等)の現況について把握・整理するとともに、課題抽出を行う。

特に、本市のバス路線については、佐賀駅バスセンターを中心として放射状に延びており放射線間の移動が不便であること、また、4社のバス事業者による一般路線が運行されているが、路線の重複等が見られることなどを踏まえた現況把握・整理及び課題抽出を行う。

併せて、本市の道路整備・渋滞箇所の状況、自動車普及率、高齢者免許保有率等の現況を把握・整理し、過度な自動車依存からの脱却について考察を行う。

(2) 公共交通空白地域等の状況把握及び整理

本市の特徴を踏まえながら、公共交通空白地域等の状況について把握及び整理するとともに、課題抽出を行う。

(3) 協議会開催支援

本協議会（3～4回程度開催予定）の開催にあたって、会議資料案及び進行要領案の作成等の支援を行う。

また、必要に応じて、協議会へ出席し、進行支援や助言を行う。

※会議への出席及び支援内容については提案事項とする。

(4) 地域公共交通計画(案)のとりまとめ

(1)～(3)の内容を踏まえた地域公共交通計画(案)をとりまとめる。なお、とりまとめにあたっては、法で規定されている地域公共交通計画の記載事項(※2)、記載努力事項(※3)等に留意する。

(※2) 法で規定されている地域公共交通計画への記載事項

- ① 地域旅客運送サービスの持続可能な提供の確保に資する地域公共交通の活性化及び再生の推進に関する基本的な方針
- ② 計画の区域【「佐賀市全域」とします】
- ③ 計画の目標
- ④ ③の目標を達成するために行う事業及びその実施主体
- ⑤ 計画の達成状況の評価に関する事項
- ⑥ 計画期間
- ⑦ その他計画の実施に関し地方公共団体が必要と認める事項

(※3) 法で規定されている地域公共交通計画への記載努力事項

- ① まちづくり、観光振興等の地域戦略との一体性の確保
- ② 地域全体を見渡した総合的な公共交通ネットワークの形成
- ③ 地域特性に応じた多様な交通サービスの組合せ
- ④ 住民の協力を含む関係者の連携
- ⑤ 広域性の確保
- ⑥ 具体的で可能な限り数値化した目標設定 等

(5) 協議・打合せ

各種会議開催前等において、必要の都度、本市と協議・打合せを行う。

## 5 業務の成果物

- (1) 地域公共交通計画電子データ（データ形式は要相談）
- (2) 地域公共交通計画製本（本編、資料編） 各300部
- (3) その他、本業務において使用した資料及びデータ

## 6 その他

- (1) 地域公共交通計画策定に向けたスケジュール

時期（予定）	内容
令和4年6月～	契約締結
令和4年6月～令和5年3月	法定協議会（4～5回程度）で計画策定
令和4年12月	素案作成
令和5年1月～2月	パブリックコメント
令和5年3月	地域公共交通計画完成
令和5年4月	地域公共交通計画施行

- (2) 本仕様書は、作業の大要を示すものであり、本書に示していない事項についても企画調整部交通政策課が業務上必要と認めた場合は、協議のうえ、その指示により実施するものとする。